

## 加入区分、掛金、補償額（一般の団体）

### 加入区分・掛金・対象者

団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入区分は加入者ごとにご選択ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人あたり)
子ども 中学生以下（特別 支援学校高等部の 生徒を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スポーツ活動</li> <li>▶ 文化活動</li> <li>▶ ボランティア活動</li> <li>▶ 地域活動</li> </ul>	A1	800円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上記団体活動に加え、個人活動も対象</li> </ul> AW区分の特徴：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	AW	1,450円
大人 (高校生以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スポーツ活動（指導・審判を含む。）</li> </ul> ※スポーツ活動の定義、該当する種目は <a href="#">こちら</a> をご覧ください。	C 64歳以下	1,850円
	64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。年齢の判断は「令和2年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。	B 65歳以上	1,200円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 文化活動</li> <li>▶ ボランティア活動</li> <li>▶ 地域活動</li> <li>▶ 準備・片付け・応援・団体員の送迎（注1）</li> </ul> （注1）送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象とはなりません。	A2	800円
全年齢	A2区分ではスポーツ活動（指導・審判を含む。）中の事故は補償の対象となりません。 「ダンス・踊り」、「ウォーキング等の野外活動」はスポーツ活動となります。 ボランティア、地域活動、団体活動の支援であっても、その活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けたい場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。 スポーツ活動の定義、該当する種目は <a href="#">こちら</a> をご覧ください。	A2	800円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 危険度の高いスポーツ活動（指導・審判を含む。）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山岳登山（注1）</li> <li>・ アメリカンフットボール</li> <li>・ ボブスレー、リュージュ、スケルトン</li> <li>・ スカイダイビング</li> <li>・ 航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）の操縦</li> <li>・ 超軽量動力機（注2）、ハンググライダー（注3）、ジャイロプレーンの搭乗</li> <li>・ その他これらに類するスポーツ活動</li> </ul> （注1）冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング（スポーツクラ	D	11,000円

イミングを除く。)など特殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)

(注2) モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

(注3) パラグライダーの搭乗はC区分またはB区分となります。

年間掛金には制度運営費(10円)が含まれます。

※中途加入・中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、掛金の返戻はありません。また、年度途中での加入区分の変更はできません。

※この保険は同一団体で1口しか加入できません。また、複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。

## +

### 傷害保険 保険金額

事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について下表のとおり保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)
A1	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
AW	団体活動中とその往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円
C		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
B	団体活動中とその往復中	600万円	900万円	1,800円	1,000円
A2		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
D	団体活動中とその往復中	500万円	750万円	1,800円	1,000円

熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同額  
熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

※入院、通院については治療日数1日目から補償されます。

※入・通院保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)

※約款所定の手術を受けられた場合には、手術保険金(入院中の手術:入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍)が支払われます。

※傷害保険の詳細内容は[こちら](#)をご覧ください。

## +

### 賠償責任保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
	団体活動中とその往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億500万円

AW		ただし、対人賠償は1人1億500万円
	上記以外	対人・対物賠償 合算1事故500万円
C		
B	団体活動中とその往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
A2		
D	団体活動中とその往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円

※自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）・船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理、狩猟に起因する賠償責任は補償の対象となりません。

※賠償責任保険の詳細内容は[こちら](#)をご覧ください。

## + 突然死葬祭費用保険 支払限度額

加入区分	対象範囲	支払限度額
A1	団体活動中とその往復中	葬祭費用 180万円
AW	団体活動中とその往復中	葬祭費用 180万円
	上記以外	対象となりません。
C		
B	団体活動中とその往復中	葬祭費用 180万円
A2		
D	団体活動中とその往復中	葬祭費用 180万円

※突然死葬祭費用保険の詳細内容は[こちら](#)をご覧ください。

ホーム  
協会について  
出版物  
各種連絡先

スポーツ安全保険  
制度の概要  
傷害保険  
賠償責任保険  
突然死葬祭費用保険  
加入区分、掛金、補償額

加入手続き  
事故のときは  
資料請求  
よくあるご照会  
ネット加入「スポ安ねっと」

スポーツ・文化法人責任保険  
制度の内容（あらまし）  
よくあるご照会